諮問番号:令和2年度諮問第27号 答申番号:令和2年度答申第32号

# 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、原処分中返還額90万2,448円を超える部分は取り消されるべきであり、その余の部分は棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人(以下「請求人」という。)の主張の要旨 請求人は、おおむね、次の理由により、原処分(生活保護費返還処分)が違 法又は不当であると主張しているものと解される。
  - (1) 請求外Aとの間で成立した和解(以下「本件和解」という。)による180万円の解決金(以下「本件和解金」という。)について、請求人が受領した127万8,200円(以下「本件受領金」という。)のうち80万円は、保険外診療による治療を受ける費用に充てるため、これを生活保護法(以下「法」という。)第63条の規定に基づく返還の対象に含めるべきではないこと。当該治療に係る費用は約130万円、治療期間は1月程度であること。
  - (2) 本件和解金に係る資力の発生日は、請求人が実際に本件受領金を受領した 平成31年4月9日となるべきであり、同年2月7日から4月8日までの保護 費は、法第63条の規定に基づく返還額の対象に含まれないこと。

### 2 処分庁の主張の要旨

請求人は、平成31年2月7日、本件和解が成立し、本件和解金の請求権が確定したことから、法第63条の規定に基づく返還対象となる資力が発生したものであるところ、処分庁は、本件和解金の額から訴訟に要した必要経費57万9,850円及び収入認定に伴う控除額8,000円を控除した121万2,150円を資力と認定した上で、同月から同年4月までの支給済保護費が90万8,698円であることに加えて、請求人から本件受領金で保険外診療による治療を受けて就労自立したいとの申立てはあったが、実際に要する費用、時期、期間等について明確なものはなかったことから、当該支給済保護費の全額を同条の規定に基づく返還額としたものであり、原処分は、適法かつ正当である。

#### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分による返還額のうち、90万2,448円を超える部分は、法令等の適用に誤りがあり、違法なものとして取消しを免れないが、その余の部分については、

違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、本件和解が成立した平成31年2月7日には本件和解金の請求権を有することが客観的に確実となり、当該請求権を法第63条の資力として取得していたと認められるところ、これを直ちに活用できないために引き続き保護を受給したものであるから、当該請求権が確実となった同日を資力の発生日として、同日以降の保護費の返還を求めた処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

ただし、原処分は、同月1日から4月30日までの期間の保護費に相当する額を返還額としているが、本件における資力の発生日は同年2月7日であるから、同条の規定に基づく返還額は、同日以降の保護費を対象とすべきものであり、保護の処理基準に照らしても、同日以降の支給済保護費である90万2,448円が返還額の上限となるべきであるから、原処分のうち、これを超える部分は、違法なものとして取消しを免れない。

3 以上のとおり、原処分は、返還額90万2,448円を超える部分は取り消されるべきであり、また、その余の部分は棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和2年11月13日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条 第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、 保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、 その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額 を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合に取りあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

また、保護費の返還に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、被保護者が資力を得た際には、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされているが、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、一定の範囲において、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされている。そして、本来の要返還額から控除できる額としては、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通

念上容認される程度として実施機関が認めた額や、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額などが掲げられている。また、離婚等に伴う慰謝料の支払いがあった場合、同条の規定に基づく返還額決定の対象となる資力の発生は、訴訟等の結果、慰謝料請求権自体が客観的に確実性を有するに至った時点で捉える必要があるとされている。さらに、最低生活費の認定は、処理基準に特別の定めがない限り日割計算をすることとされ、その月の実日数に応じて日割計算を行うことが適当である場合には、実日数によることとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、平成31年2月7日に本件和解が成立し、請求人の本件和解金の請求権が確定したことから、同日を本件和解金に係る資力の発生日と捉え、本件和解金の額から訴訟に要した必要経費57万9,850円及び収入認定に伴う控除額8,000円を控除した121万2,150円を資力と認定した上で、当該資力が同月から同年4月までの支給済保護費90万8,698円を上回ることから、原処分を行ったことが認められる。そして、同条の趣旨や離婚等に伴う慰謝料の支払いにおける資力の発生時点を定めた前記の処理基準に鑑みると、請求人は、本件和解が成立した同日には本件和解金の請求権を有することが客観的に確実となり、当該請求権を同条の資力として取得していたが、これを直ちに活用できないために引き続き保護を受給したものというべきであるから、当該請求権が確実となった同日を資力の発生日として、同日以降の保護費の返還を求めた処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

この点、請求人は、本件受領金のうち80万円は、保険外診療による治療を受ける費用に充てるため、これを同条の規定に基づく返還の対象に含めるべきではない旨を主張する。

しかしながら、当該治療は、その費用が130万円に及ぶ保険外診療であるところ、それが自立更生のためやむを得ないものであることを客観的に裏付ける証拠等が提出されていないことから、当該費用を自立更生費として返還額の対象から控除することはできず、したがって請求人の主張を採用することはできない。

また、請求人は、本件和解金に係る資力の発生日は、請求人が実際に本件受領金を受領した平成31年4月9日となるべきであり、同年2月7日から4月8日までの保護費は、同条の規定に基づく返還額の対象に含まれない旨を主張する。

しかしながら、本件和解金に係る資力の発生日は、前記のとおり、当該請求権を取得した同年2月7日というべきであるから、請求人の主張を採用することはできない。

なお、この点に関し、原処分は、同月1日から4月30日までの期間の保護費に相当する額を返還額としているが、本件における資力の発生日は同年2月7

日であるから、同条の規定に基づく返還額は、同日以降の保護費を対象とすべきである。加えて、最低生活費の日割計算を定めた前記の処理基準に照らしても、同月1日から6日までの日割りによる生活扶助及び住宅扶助の額6,250円を返還額に含めることはできず、同月7日以降の支給済保護費90万2,448円が返還額の上限となるというべきである。

以上のとおり、原処分は、返還額90万2,448円を超える部分は取り消されるべきであるが、その余の部分には違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求につき原処分中返還額90万2,448円を超える部分は取り消し、その余の部分を棄却すべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

## 北海道行政不服審查会

委	員(会長)	岸	本	太	樹
委	員	中	原		猛
委		B	<u>**</u>	倫	子